

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第52条第2項及び札幌大学大学院学則（以下「大学院学則」）第29条第2項の規定に基づき、研究生として入学する者に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 札幌大学地域共創学群（以下「学群」という。）の研究生は、次の各号のいずれかに該当し、学群において特定の分野を研究する目的を持つ者で、研究生認定試験に合格した者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者

(2) 外国において学校教育による16年の課程を終了した者

2 札幌大学大学院（以下「大学院」という。）の研究生は、修士の学位取得又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の分野を研究する目的を持つ者で、研究生認定試験に合格した者とする。

(出願手続)

第3条 研究生として出願する者は、次の各号に定める書類に学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める研究生認定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（写真貼付）

(3) 研究計画書（本学所定のもの）

(4) 最終学校の成績証明書及び最終学校の卒業（見込）証明書。大学院においては、学位取得（見込）証明書

(5) 健康診断書

(6) その他、本学が必要とする書類・証明書等

(入学許可)

第4条 研究生の入学は、志望する指導教員の意見をふまえ、学長が許可する。

(入学手続及び研究料)

第5条 研究生として入学を許可された者は、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める研究料等を納入し、入学に必要な手続を行わなければならない。

(入学時期)

第6条 研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(研究期間)

第7条 学群の研究生の研究期間は、半年又は1年とする。

2 大学院の研究生の研究期間は、原則1年とする。ただし秋学期入学の場合は、半年間の研究期間を認める。

3 研究生が研究期間の延長を願い出たときは、これを許可することがある。ただし、大学院においては、同一研究科について、2年を超えないものとする。

(研究の方法)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

(授業への出席)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合、当該授業科目担当教員の許可を得て当該授業に出席することができる。

2 前項の授業科目について単位を修得しようとする場合は、別に定める札幌大学科目等履修生に関する規程による手続を経なければならない。

(退学)

第10条 研究生が退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第11条 正当な理由なく研究活動を怠り、研究生としてふさわしくないと認められたときは、学長が除籍する。

(所管)

第12条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する

(札幌大学研究生規程、札幌大学大学院研究生規程及び札幌大学女子短期大学部研究生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学研究生規程、札幌大学大学院研究生規程及び札幌大学女子短期大学部研究生規程は、廃止する。